

# ○豊中市伊丹市クリーンランド行政不服審査法 施行条例

制定 平成28年7月22日 条例第5号

改正 令和元年7月25日 条例第1号

## (趣旨)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(豊中市伊丹市クリーンランド行政不服審査会)

第2条 法第81条第2項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属せられた事項を処理するため、事件ごとに、執行機関の附属機関として、豊中市伊丹市クリーンランド行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、審査請求の事案が発生したときに設置し、全ての事案が終了したときに廃止する。

## (組織)

第3条 審査会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し、公正な判断をすることができ、かつ、法律及び条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、審査会の廃止を持って終了するものとする。

2 委員は、再任されることができる。

3 管理者は、特別の理由があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

## (会長)

第5条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審査会の事務を総理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた委員が、その職務を代理する。

## (会議の非公開)

第6条 審査会の会議は、公開しない。

## (委員の責務)

第7条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(手数料を徴収する事務及び手数料の金額等)

豊中市伊丹市クリーンランド行政不服審査法施行条例

第8条 手数料を徴収する事務並びに手数料の名称及び金額は、別表に掲げるとおりとする。

(徴収の時期)

第9条 手数料は、当該手数料に関する事務の請求の際に徴収する。

(手数料の不返還)

第10条 既納の手数料は、返還しない。

(手数料の減免)

第11条 管理者が減免することが必要であると認めたときは、手数料を減免することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年7月25日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

豊中市伊丹市クリーンランド行政不服審査法施行条例

別表

|   | 事務  | 名称              | 金額                                     |
|---|---|-----------------|--|
| 1 | 法第38条第1項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面等の交付 | 審理員等書面等交付手数料    | 用紙1枚 10円<br>（多色刷りの場合<br>にあつては、50<br>円） |
| 2 | 法第81条第3項において準用する第78条第1項の規定に基づく書面等の交付      | 行政不服審査会書面等交付手数料 | 用紙1枚 10円<br>（多色刷りの場合<br>にあつては、50<br>円） |

備考

- 1 この表において「用紙」とは、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙をいう。
- 2 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚とする。
- 3 日本産業規格A列3番を超える大きさの規格の用紙を用いた場合の手数料の金額は、実費相当額とする。